平成23年 第5回沼田町議会臨時会 会議録

平成 2 3 年 7 月 2 2 日 (金) 午前 9 時 4 0 分 開 会

1. 出席議員

議長 9番 杉 本 邦 雄 議員 1番 津川 均 議員 勲 議員 2番 上 野 敏 夫 議員 3番 高 \blacksquare 4番 久 保 元 宏 議員 誠 議員 5番 長原 7番 絵 内 勝 6番 鵜 野 範 之 議員 己議員 8番 中村保 夫 議員 10番 渡 辺 敏 昭 議員

- 2. 欠席議員 なし
- 3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名 町 長 金 平 嘉 則 君
- 4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長 神 憲 彦 君 総務課長 辻 広治君 茂君 辻 山 典 哉 君 地域開発課長 横 山 財政課長 中 一 弘 君 勲 君 農業振興課長 栗 建設課長 谷口 保健福祉課長 吉 田 憲 司 君 住民生活課長 篠 原 毅君 中 山 利 之 君 和風園園長 旭寿園園長 浅野信行君

- 5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員 次長 赤 井 圭 二 君
- 6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名 事務局長 菅 原 秀 史 君 主査 川 嶋 智 君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号) (件 名)

仮議席の指定

会議録署名議員の指名

議案第49号 沼田小学校改築及び学童保育所整備工事(建築主体工事)の請

負契約について

議案第50号 沼田小学校改築及び学童保育所整備工事(機械設備工事)の請

負契約について

(開 会 宣 言)

○議長(杉本邦雄議長)只今の出席議員数は10人です。定足数に達してますので、本日を以って召集されました平成23年第5回沼田議会臨時会を開会します。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長(杉本邦雄議長)日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、8番、中村議員、及び10番、渡辺議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長(杉本邦雄議長)日程第2、会期の決定についてを議題と致します。お諮り 致します。本臨時会の会期は本日1日間に致したいと思います。これにご異議あり ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

(一般議案)

- ○議長(杉本邦雄議長)日程第3、議案第49号。沼田小学校改築及び学童保育所整備工事の請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます建設課長。
- ○建設課長(谷口 勲課長)議案第49号、沼田小学校改築及び学童保育所整備工事(建築主体工事)の請負契約について。下記の通り請負契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5項の規定によって議会の議決を求める。ただし設計変更に伴い必要があるときには請け負い金額の10%以内において変更することが出来る。
- 記、1、契約の目的、沼田小学校改築及び学童保育所整備工事(建築主体工事)。 契約の方法、指名競争入札。3、契約金額9億7千650万円。4、契約の相手方、 岩田地崎・広進・馬狩経常建設共同企業体。代表者、札幌市中央区北2条東17丁 目2番地、岩田地崎建設株式会社、代表取締役社長岩田圭剛。5、工事場所、沼田 町本通。6、工期、契約の日から508日間。平成23年7月22日提出。町長名 でございます。

この工事につきましては昨年より設計を進めておりました、沼田小学校改築工事

の建設工事でございます。建設面積につきましては全体で4185㎡、構造については鉄筋コンクリート造り1部2階、外壁については1階をコンクリートブロック、2階についてはガルバリウム合板でございます。以上説明を申し上げました、よろしくご審議の程お願い致します。

- ○議長(杉本邦雄議長)はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質 疑ありませんか。はい、高田議員。
- ○3番(高田 勲議員)昨日行われた入札につきましては、北海道新聞等の報道で談合情報があるというような報道がなされております。昨日の新聞、それから今朝の新聞、2回に分けて行われておりますが、今朝の新聞では談合情報のJVが落札したんですよ、その中で今日は入札直前に参加業者に聞き取り調査をして、談合の疑いはないということで入札を、判断されて入札を行った。といことが記載されておりますが、これについて本当なのか、あるいはもう一点談合の疑いはないと言う風に断定できた理由、この辺をぜひお聞かせ頂きたいと思います。
- ○議長(杉本邦雄議長)はい、副町長。
- ○副町長(神憲彦副町長)私どもといたしましては、道新から談合情報をいただいた後、町が取るべく対応を進めてまいりました。そういった中で今お話のとおり、まず20日の日に電話による事情確認をさせていただきました、各企業に対してですね、そして21日、昨日入札執行前に個別面談による事実確認調査を実施をさせていただきました。そういった中で私どもと致しましては、この事実確認の中で談合の事実があったと認められる証拠が得ることができなかった、いうことでございます。そういったことから入札につきましては予定どおり執行をさせていただきました。そういうことでご理解を賜りたいと思います。
- ○議長(杉本邦雄議長)はい、高田議員。
- ○3番(高田 勲議員)ちょっと新聞の報道とニュアンスが違うような気がします。 談合の跡が見えなかったっていうことですけども、新聞の報道では談合の疑いはない。非常に言い方が微妙だと思うんですけどもね、談合の証拠を掴めなかったって言うのと、談合ではないよねっ、これだとこの新聞報道だと談合ではないよね、談合はないよねっていうような解釈に聞こえるんですけれども、その辺もしかしたら今副町長お答えいただいたのが、もしかしたら談合かもしれないけれども尻尾を掴まえれなかったよっていうような風に聞こえたんですけれども、その辺再質問で願いします。
- ○議長(杉本邦雄議長)はい、副町長。
- ○副町長(神憲彦副町長)認められる事実を得ることができなかったということは、 しいては談合ではなかったっていう解釈でございます。
- ○議長(杉本邦雄議長)はい、高田議員よろしいですか。他にありませんか。はい、 中村議員。

○8番(中村保夫議員)この事案に関してですね、新聞報道が先に出て我々もびっくりをしておりましたし、町民の何人かからもこれどうなってるの、今日恐らく傍聴席が一杯人来るんだろうなと思ってたら、あにはからんや静かなものでちょっと拍子抜けをしておるんですけれども、ただ先ほどもちょっと全員協議会の中で話を致しましたけれども、深川市とは違うのかもしれないけれどもやはり我々議員として、きっちりとしたチェックをして、疑いがないんであれば一点の曇りも無いよっていうことを我々も判を押したい。そういった意味からこれ議長に提案をするわけですけれども、我々の議員に与えられた権利の重要なひとつである検査権というのがあります。これにつきましては全議員、議決事項ですんで皆さんの賛同が得られればと言う話にはなりますけれども、是非ともですね、この場で入札関連書類の縦覧をさせていただきたい。それによって我々も出来れば今日中の可決をしたいと言う風に思いますので、別段な調査委員会を作るですとか、そういった形で日を取るんではなくて、今日この場で全課長の見ている前で書類の閲覧をさせていただいて、それで、そこで曇りが無ければよし分かったと、この9億7千万の執行をしてよろしいというような議決に持っていきたいと言う風に思います。

その前の段階としてその検査権の行使をするように議員に取り計らいを、諮って いただきたいと言う風に思います。

○議長(杉本邦雄議長)これの取扱については今初めて出てきたんで、ちょっと事務局とも相談してみなきゃいけませんが、執行者が閲覧させると言う事であれば、議員が中村君動議で賛成者を得て決定ということもしなくていんですが、その辺の考え方。執行者の考え方どうですか。

その情報というのか、書類は提供するということですので、動議取扱しなくても 見せてくれるということでよろしいですか。

- ○8番(中村保夫議員) それは検査権の行使と言う形ではなくて、行政の厚意として情報公開としてやるということですか。
- ○議長(杉本邦雄議長)そう言う事でいいですか。
- ○8番(中村保夫議員)この場で30分位の時間帯だと思うんです。関係する書類、 それから実際に入札に携わった、谷口課長はおられますけれども、中野主幹ですと かそういったキーパーソンがおられるんであればそれらの方にも来ていただいて、 説明が出来る方をもう一方ぐらい呼んでやらせていただきたいと。
- ○議長(杉本邦雄議長)はい、執行者の方から情報提供、情報公開するということでありますので、本来であれば特別委員会等で検査権の付与をして調査をするということが本来でありますけれども、中村議員が了解してくれれば今の取扱でよろしいですか。それではこの件についてはそのような取扱ということで、質疑についてはほかにありませんか。はい、鵜野議員。
- ○6番(鵜野範之議員)このことの今後のことって言いますか、この取扱を今後行

政としてどういう風にしていくのかなって、そういう新聞社に密告をしたそういったことで町民ないし、皆さん方が非常に迷惑を被っているのかなと言う風に思っております。そういった事をきちんと今回正式な形の中で後始末をするべきじゃないかなと言う風に思っておりますけども、今後についてどういう風にお考えでしょうか。

- ○議長(杉本邦雄議長)はい、副町長。
- ○副町長(神憲彦副町長)今回の件につきましては私ども警察にも情報提供をすると共に、対応につきましては相談もさせていただいております。そういった中で今お話のとおり、談合が実際どうだったのかと言う問題がまず一つと、これがまったくの事実無根であった場合に私の考え方としては偽計入札妨害の一種に該当するのかなというような認識も持っております。これらについてもですね当然警察の方にもご相談を申し上げた中で、警察は警察なりの対応をしていただけるものと思っております。そういった中で警察の対応の推移を見た中で今後行政としても判断をさせて頂きたいと思っておりますし、例えば仮に談合があったということが後日判明した場合については契約約款で賠償金規定、それから契約解除の規定等も盛り込んでおりますので、行政に損害が被らないような対応は進めて参りたいと思っておりますのでその点をご理解を頂きたいと思います。以上でございます。
- ○議長(杉本邦雄議長)はい、鵜野議員。
- ○6番(鵜野範之議員)この関係につきましては、2つあると思うんですね、まず談合の事実があったのか無いのかっていうことをきちんと調べる。それからそういったことの、言った人を特定するべきだというか、そういったことによる行政だとか、町民に対しての非常に迷惑を掛けたと言う部分でのこともあるんだと思うんで、そういうふたつに分けながらしっかり調べてもらいたいな、そのように思っております。
- ○議長(杉本邦雄議長)はい、副町長よろしいですね。
- ○副町長(神憲彦副町長)はい。
- ○議長(杉本邦雄議長)他に質疑ありませんか。はい、渡邊議員。
- ○10番(渡邊敏昭議員) 先程中村議員の方から調査権をと言う事で入札内容の閲覧をさせていただけるということなんですけれども、その中にですね、今回入札が、落札されましたこの岩田地崎・広進・馬狩建設の経常建設の共同体の持分配分が分かるんであれば、結構ですけれども、できましたら配分ちゅうのが分かるような方法がないのかどうか教えてほしんですけど。
- ○議長(杉本邦雄議長)はい、建設課長。
- ○建設課長(谷口 勲課長)今後ですね、付属協定書なるのもが提出されることになります。その段階でですね配分がですね分かる風になりますので、今のところはですね分かっておりません。

- ○議長(杉本邦雄議長)はい、よろしいですか。渡邊議員。
- ○10番(渡邊敏昭議員)今の段階では分からないって言うことと、それから中村 さんの請求あった閲覧書の中では出てこないっていうことですね。早く分かる方法 っていうのはないんですかね。
- ○議長(杉本邦雄議長)はい、副町長。
- ○副町長(神憲彦副町長)あのですね、共同企業体の構成割合、これについてはあくまでも共同企業体の考え方なんですよ。ですからそれについては契約締結後の付属資料として提出されるものでございます。まだ今回契約がなされておりません。ですからこの後に契約なった後に付属協定書が提出されて行政の方に報告っていうことでご理解を頂きたいと思います。ですから今の段階ではまったくわかりません。○議長(杉本邦雄議長)はい、よろしいですね。他にありませんか。暫時休憩いたします。
- 9時59分 休憩

10時7分 再開

- ○議長(杉本邦雄議長)再開いたします。準備が整いましたが閲覧する1回目、2回目とか説明ありますか。
- ○建設課長(谷口 勲課長)用意いたしましたのはですね、入札にかかる一連の流れの書類、契約締結決定書とですね、それから仮契約書、その前段で指名委員会のですね報告書、それと今回の談合情報に伴う事情聴取の関係、それからですね誓約書の関係そういったものをですね机の上に用意致しました。
- ○議長(杉本邦雄議長)はい、説明がありましたとおりですので、1番から順番に 閲覧してください。皆でいいですか。

(関係書類の閲覧)

- ○議長(杉本邦雄議長)書類の閲覧はよろしいですか。それでは質疑を受けますので、質疑ありましたら。はい、中村議員。
- ○8番(中村保夫議員)迅速に閲覧をさせていただいたことに感謝をいたします。 私どももこういったものを閲覧するのは実は初めてで見方もよく分からない状況の 中ではありましたけれども、私はこの中に談合があったかもしれないということは、 感じられませんでした。これからも行政の中でこういうあの、恐らく火の気の無い ところに煙は立たないみたいなところもきっとあるんだろうけれども、でも一応形 として公正な形に見えます。私はこれに関しては正しく進んでいるものと判断を致 しておりますので、今後とも綺麗入札契約、あるいは公正なこういった発注業務に 務めていただきたいと思います。以上終わります。
- ○議長(杉本邦雄議長)はい、他に質疑ありませんか。質疑がないようですので討論 に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ○議長(杉本邦雄議長)ご意見なしと認め、はい、渡邊議員。
- ○10番(渡邊敏昭議員)これあのお願いになるかもしれないんですけども、先程 お話しました契約社の割合ですね、出来れば分かった段階で公表してもらえないの かなっていうのがちょっとお聞きしたいんですけれども。お聞きしたいったら変で すけども、お願いをしたいと。
- ○議長(杉本邦雄議長)公開するということですので、質疑に戻りましたけれども。 討論ありませんね。本案について採決致します。お諮り致します。議案第49号は、 原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長(杉本邦雄議長)日程第4、議案第50号。沼田少学校改築及び学童保育所整備工事(機械設備工事)の請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます建設課長。

○建設課長(谷口 勲課長)議案第50号、沼田少学校改築及び学童保育所整備工事(機械設備工事)の請負契約について。下記の通り請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5項の規定によって議会の議決を求める。ただし設計変更に伴い必要があるときは請負契約金額の10%以内において変更することができる。記、1、契約の目的、沼田小学校改築及び学童保育所整備工事(機械設備工事)。契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、7千35万円。契約の相手方、池田・松尾住設・松尾興業経常建設企業体、代表者、旭川市永山北1条7丁目33番地1、池田煖房興業株式会社道北支店、支店長千葉肇。5、工事場所、沼田町本通6丁目。工期、契約の日から508日間。平成23年7月22日提出でございます。提出、町長名でございます。

機械設備工事につきましては先程建築工事と同様でございますが、主に空調設備、 給排水、給湯、トイレ等の衛生器具の設置を行う工事でございます。以上説明を申 し上げました、よろしくご審議の程お願い致します。

○議長(杉本邦雄議長)はい、説明が終わりました。これより質疑に入ります。質 疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- ○議長(杉本邦雄議長)質疑なしと認め質疑を。
- ○2番(上野敏夫議員)はい。
- ○議長(杉本邦雄議長)上野議員。
- ○2番(上野敏夫議員)すいません、この金額については消費税の関係ちょっと説明

してもらいたいんですけどね、これ消費税別の契約金額ですよね、予算の時は消費税 込みで予算持ってますよね。これは消費税別ですか。

- ○議長(杉本邦雄議長)はい、建設課長。
- ○建設課長(谷口 勲課長)この金額はですね、消費税を含んでおります。消費税込 みの金額でございます。
- ○2番(上野敏夫議員)はい、わかりました。
- ○議長(杉本邦雄議長)はい、よろしいですね。他に質疑ありませんか。質疑なしと 認め質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採 決致します。お諮り致します。議案第50号は、原案のとおり決することにご異議 ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(杉本邦雄議長)ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

先程の渡辺議員の質問に対しまして、企業体の配分については公開ではなく、議会に報告するということでありますのでよろしいですね。

(閉 会 宣 言)

○議長(杉本邦雄議長)以上で本臨時会に付議された案件は全て終了致しました。 これにて平成23年第5回沼田町議会臨時会を閉会致します。ご苦労様でした。

10時26分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員